



の3点が記載されている。

まずは、個人型DCの加入対象者の拡大、である。今まで個人型DCには、自営業者や、企業年金のない会社員しか加入できなかったが、今回の改正で、企業型DCの会社員や公務員、専業主婦も対象に含め、ほぼ誰でも加入できるようになるということである。

個人のできる老後の貯蓄手段あるいは資産運用手段というと、個人年金保険への加入や株式等への投資（NISA（少額投資非課税制度）など）があるが、税制面では、掛金拠出時、積立金運用時、年金受取時のすべてに優遇があるDCは相当有利であろう。もちろん制約はある。掛金が定期的でなければならないとか、金額に制限があるとか、積立金を60歳まで受け取れない、つまり学資や当座の生活資金などのためには使えない、といったことである。

個人型DCは、すでに現在でも金融機関が取り扱っているものの、対象者が限定されているため、大がかりな広告・宣伝が行なわれていないように思える。一方でNISAは、相当アピールに力が入っており、今回の改正でも、年間投資上限額が100万円から120万円に拡大されたり、こども版NISAが新設されたり、とにぎやかである。しかし、DCが誰でも加入できるとなると、今後は金融機関の力の入れ具合も変わってくるかもしれない。税法だけでなく年金関連の法律の改正や制度の準備が必要なため、実施までには1～2年程度かかるだろうが、実現すれば相当インパクトが大きい改正のようにも見受けられる。

それに比べるとインパクトは小さいかもしれないが、その他の改正として、

2つめは、中小企業において、個人型DCへの拠出を行ってもよいという改正、

3つめは、DCと確定給付年金さらには中小企業退職共済制度の間のポータビリティの拡充がある。この2つも制度をさらに柔軟に取捨する方向の改正である。

なお、保険・信託以外にも多くの業界や経済団体が、特別法人税（近年は「復興特別法人税」と混乱しやすいが、異なるものである。制度としては年金資産残高の約1.2%が課税される。）の完全な廃止を毎年要望している。平成11年に課税停止されてから停止期限の再延長を繰り返し、平成28年度までの課税停止は決まっている。そこまで誰にも痛みがないこともあり、今回の税制改正においても廃止には至っていない。議論になるのは2年後（平成29年度改正時）だろう。昨今の低金利が続けば、今後も課税停止再延長くらいにはなるだろうが、常に声を上げておかないと、黙っていると自動的に復活するし、受取る年金額に大きなマイナスの影響を与えるものであり、制度そのものをやめて欲しいと産業界の多くが要望している。

今年度は、例年税制に関する議論が行われる11～12月の時期に、突然の衆議院議員選挙があったので、与党税制改正大綱は例年より2週間ほど遅れて12月30日という年末ぎりぎりに公表された。当初は、こうしたあわただしい状況から、改正といっても「現状維持」かと予想していたのだが、意外なことに、年金制度にとっては大きな改正となったようだ。年金制度全般に関しては、自助努力促進という力が大きく働いているので、来年度以降も、税負担の軽減や柔軟な取捨を認める方向で、議論が進められると思われる。特別法人税の撤廃は、課税停止期限がくるたびに議論になるだろう。引き続き今後の動きに注目していきたい。

（安井 義浩）